

# 交通安全対策②

## 運転者の健康管理と健康起因による事故防止の取組について

タクシー事業者は、運転者に対して雇入れ時及び定期的健康診断を受診させることが義務付けられており、運転者の健康状態の把握に努めています。

また、国土交通省が作成した「**事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル**」、「**睡眠時無呼吸症候群対策マニュアル**」、「**脳血管疾患対策ガイドライン**」、「**心臓疾患・大血管疾患対策ガイドライン**」及び「**視野障害対策マニュアル**」に沿って運転者の健康管理を実施し、健康起因による事故の防止に努めています。



## 運行管理の高度化について

自動車運送事業者は、運行の安全を確保するため、業務前、業務後の運転者に対して、原則対面による点呼を行うこととされていますが、令和4年から使用する機器・システムの要件など、一定の要件を満たす営業所において、遠隔拠点間（営業所一車庫間、同一の事業者内の営業所間、グループ企業の営業所間）の点呼が可能となりました。令和7年からは、資本関係のない事業者間の（事業者を跨いだ）遠隔点呼も可能となりました。

また、自動点呼機器（ロボット等）により点呼を行うための要件や機器の認定制度が創設され、令和5年より、業務を終了した運転者に対する点呼を、令和7年より業務前の運転者に対する点呼を自動で行うことが可能となりました。

さらに、令和6年4月より同一事業者間における運行管理の一元化も可能となるなど、運行管理の高度化の取組により安全性の向上と、運転者や運行管理者の働き方改革が促進されることが期待されています。



### 交通事故抑止対策 優秀都道府県協会 表彰

全タク連では「ハイ・タク事業における総合安全プラン」の目標を達成するため、平成23年より、交通事故削減に努めた都道府県ハイヤー・タクシー協会を表彰する「交通事故抑止対策優秀都道府県協会表彰」を実施し、各都道府県ハイヤー・タクシー協会の交通事故抑止に向けた取組の一層の推進を図っています。

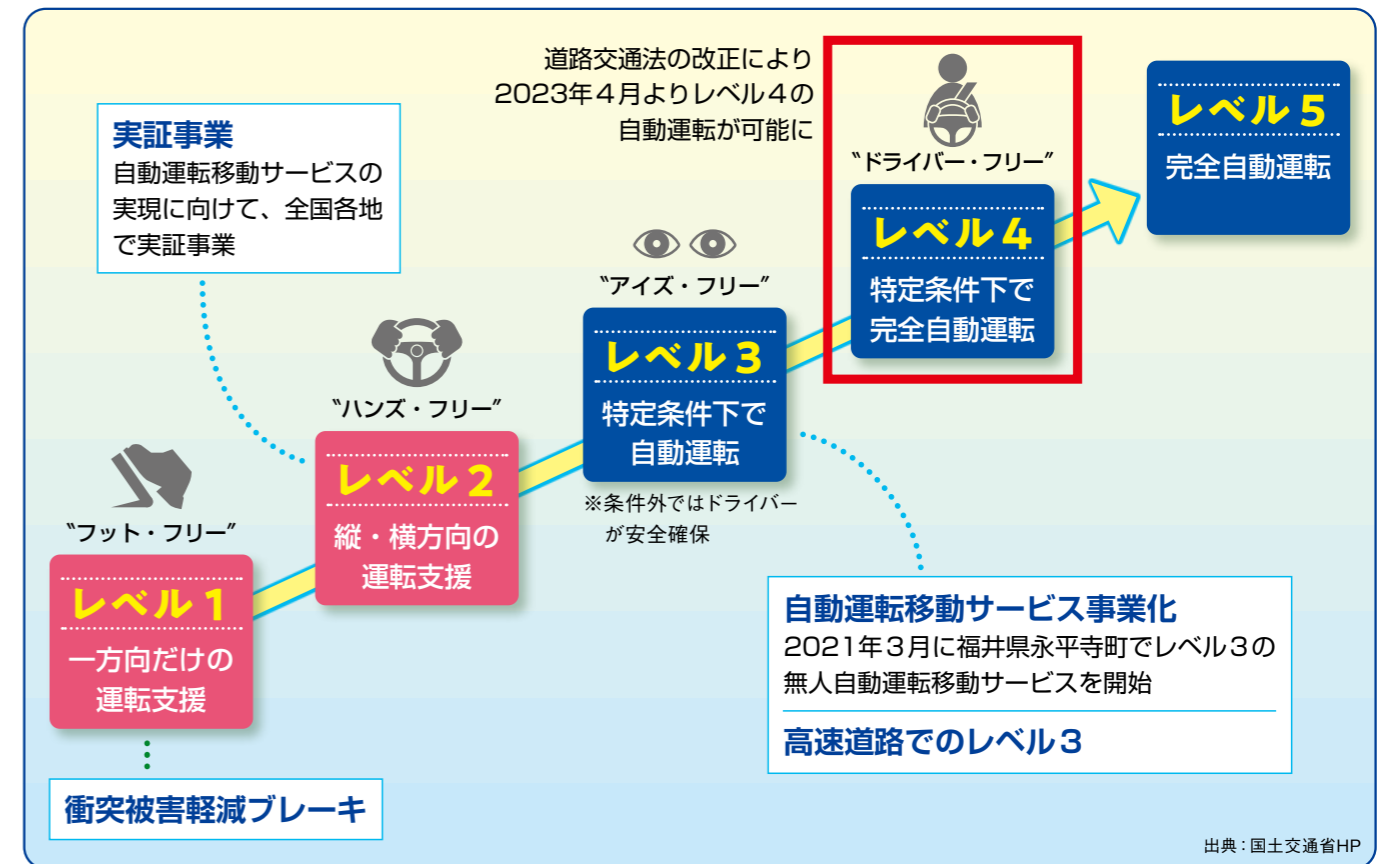


# 自動運転タクシーの社会実装に向けて

特定の条件下における完全自動運転（自動運転レベル4）の社会実装は、地域の移動の不足や担い手不足の課題解決に期待されています。

国土交通省は、2025年1月、国土交通大臣を本部長として「国土交通省自動運転社会実現本部」を設置、政府が交通政策基本計画に掲げた「2030年度における**自動運転サービス車両 1万台**」の目標達成のため、本格的な自動運転社会の早期実現に向けた方策の検討等を進めています。

※全国のパス及びタクシー等の公共交通、幹線輸送トラック車両



タクシー業界においても、現在のタクシー事業と同等か、それ以上の安全性がタクシー事業者の責任において確保されることを基本として、自動運転タクシーの社会実装に向けて取り組みを進めます。



令和7年4月 タクシー事業者等が自動運転車両（レベル4）を公開

